

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会運営細則（案）

令和六年〇月〇日 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長決定

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

（議事）

- 第一条 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会長（以下「分科会長」という。）は、必要があると認めるときは、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会（以下「分科会」という。）に属する委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 2 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）第七条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

（専門委員会）

- 第二条 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に属すべき委員等は、分科会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員等の互選により選任する。
- 4 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員又は臨時委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 厚生科学審議会令第七条第一項及び第二項並びに前条の規定は、専門委員会の議事に準用する。

（会議の公開）

- 第三条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは非公開とすることができる。

（議事録）

- 第四条 議事録は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。
- 3 専門委員会の資料は公開とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、資料を非公開とすることができる。

(報告)

第五条 専門委員会で検討した事項は分科会へ報告するものとする。

(庶務)

第六条 専門委員会の庶務は厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課において処理する。

(雑則)

第七条 この細則に定めるもののほか、分科会又は専門委員会の運営に必要な事項は、分科会長又は委員長が定める。